広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として 廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置、廃衣類等を 追加することに対する意見の募集について(結果)

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法 環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法 インターネットによるホームページの閲覧、窓口配布

(3) 意見提出期間 平成23年3月15日(火)~平成23年4月15日(金) 32日間

(4) 意見提出方法 電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数

意見提出方法	件数
FAX	3 通
郵送	1 通
電子メール	11 通
合計	15 通

(2) 整理した意見の総数

- ・全体に対する意見 2件
- ・廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置に対する意見 0件
- ・廃衣類に対する意見 19件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

(1)全体に対する意見

	意見概要	件数	頂いた意見に対する考え方
1	公平な競争が担保されるよう、パ	1	広域認定制度においては、複数企業による団体申
	ソコン 3R 推進協会などが中小メー		請や、複数企業により組織された社団法人による申
	カーのために管理会社となれるよう		請を認めています。
	にすべきである。		
2	廃棄物再生事業者(廃衣類等)が	1	広域認定制度において、認定を受けた者と、その
	広域認定を取得するにあたり、再生		委託を受けて収集・運搬する者は、当該認定に係る
	処理場への持込については一般貨物		廃棄物の当該認定に係る収集・運搬をする場合は、
	としてもらいたい。		廃棄物収集運搬業の許可不要とされているため、廃
			棄物収集運搬許可業者に限定されず、民間の運送事
			業者等に委託することも可能です。

(2) 廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃幼児用補助装置に対する意見 意見なし

(3) 廃衣類に対する意見

	意見概要	件数	頂いた意見に対する考え方
1	業界に混乱を持ちこむこととな	6	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	る。また、既存のリサイクルシステ		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。
	ムそのものを破壊する危険をはらん		追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討し
	でいるため、「廃衣類」の一般廃棄物		てまいります。
	広域認定に反対する。		
2	今回、使用済み一般衣料(廃衣類	3	
	等) が対象として追加されることに		
	より、製造事業者等が、日本全国か		
	ら広域的、合法的に回収することが		
	可能になるため、「廃衣類」の一般廃		
	棄物広域認定に賛成する。		
3	多くの事業所で一般廃棄物となる	2	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	天然繊維製の廃棄物も対象となると		棄物として廃衣類等を追加することは見送るため、
	考えるが、正しいか。		回答を差し控えさせていただきます。
	衣類には、手袋、軍手、靴、靴下、		
	帽子なども含まれるのか。		
4	廃衣類等の次は、廃カーテン、廃	1	認定の対象の追加については、製造事業者等にお
	カーペット、廃ふとん、廃毛布など		ける取組等の状況、使用済み製品の廃棄・処理等の
	の廃繊維製品についても広域認定の		状況を勘案し、今後、検討してまいります。

	対象となる一廃として追加していた		
	だきたい。		
5	一般廃棄物処理に責任を負う自治	1	
	体や集団回収主体、或いは現実に衣	1	ただきます。
	類のリユース・リサイクルの結節点		
	を担っている故繊維事業者などとの		
	「協業」も含め、且つ衣類製造者に		
	止まらず衣類に関係する事業者が関		
	与するスキームが望ましい。		
6	今までの様に焼却され、埋め立て	2	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	られているよりも、再利用され、世		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります
	の中へ役立つ事になると思えれば、		が、追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検
	一般消費者もとても満足する取組に		討してまいります。
	なると感じます。		
7	膨大な量の廃衣類等をリサイクル	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	することは到底不可能であるため、		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。
	「廃衣類等」を広域認定の一廃とし		追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討し
	て追加することは時期尚早である。		てまいります。
8	外見上で自社品と他社品の区別が	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	極めて困難である一般衣料品では、		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。
	実際の回収時に他社品混入が予測さ		追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討し
	れ、本来の広域認定制度概念とは相		てまいります。
	反することにもなりかねないため、		
	「廃衣類」の一般廃棄物広域認定に		
	反対する。		
9	対象繊維製品の追加、排出者と広	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	域認定事業者との契約の簡素化、専		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります。
	ら物と広域認定制度の対象品目との		追加については、御指摘の点を踏まえ、今後検討し
	違いの明確化が必要であると考え		てまいります。
	る。		
10	繊維製品の広域認定は一歩前進だ	1	今回、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃
	が、拡大生産者責任に基づき、小売		棄物として廃衣類等を追加することは見送ります
	店舗で回収する場合繊維製品の特性		が、今後の廃衣類処理のありかたの参考とさせてい
	上、例えば、非常に多くの品種や製		ただきます。
	品の入れ替わりにより、自ら販売し		
	た物のみを回収するのは困難であ		
	る。		